

## 地方自治法の一部を改正する法律案の早期成立について

政府が今国会に提出している地方自治法の改正案は、長による臨時会の招集、専決処分等の不適切な運用を是正するとともに、通年会期の導入、委員会制度に関する条例事項の拡大など地方議会の運営に関して自主性・自律性を高めることにより議会審議の実効性を確保し、ひいては住民自治を充実させるための改正内容が盛り込まれている。

一方、会議への長の出席義務等については、一定のルールを導入するなど議会と長の関係に配慮した内容となっている。

今回の改正は、新たな時代の地方議会のあり方を目指して地方制度調査会等において2年にわたり議論してきた結果であり、本会として一日でも早く実現を待ち望んでいるところである。

よって、本改正案の早期成立を図るよう強く要望する。

平成24年5月28日

全国町村議会議長会